

新規手続きの流れ



地域療育センターあおば相談支援事業所に相談



担当ソーシャルワーカー（相談支援専門員）までご連絡ください。

サービス提供事業所の見学と相談

通所日数（曜日・時間）療育形態（集団・個別）などを決めます。

サービス提供事業所により特色が異なります。必ず見学や相談をしてください。



地域療育センターあおば相談支援事業所との契約

サービス等利用計画書・障害児支援利用計画の作成

※週間スケジュール表を記入し、あおばにご提出下さい。

前ページからダウンロードが可能です。

ご提出いただ
から約2週間で、
担当者がサービス
等利用計画を作
成し、区役所へ提
出します。



区役所へ電話

青葉区子ども家庭支援課 Tel.045(978)2457

「地域療育センターあおばでサービス等利用計画を作成してもらいます」と伝えてください。区役所からご自宅に申請書が届きます。



区役所へ申請書を提出



受給者証を受け取る

ご記入後、区役所へご返送ください。

区役所がサービスの支給決定を行います。

申請書の提出がないと手続きができませんのでご注意ください。



サービス提供事業所との契約

提出書類：サービス等利用計画・障害児支援利用計画書など

相談支援事業所（地域療育センターあおば管理課）へ提出

提出書類：受給者証・相談支援事業所との重要事項契約書

サービス等利用計画・障害児支援利用計画書



サービス利用開始



モニタリング

サービス等利用計画・障害児支援利用計画書に基づいて、サービス提供がされているか、計画に問題がないかを確認します。福祉サービスに関することや不安や疑問などもご相談に応じます。



サービスの継続・変更・終了

相談支援事業所（地域療育センターあおば・管理課）への提出がないとサービスの利用が開始できません。
受給者証がお手元に届き次第、あおばにお持ちください。